

## 令和7年度 第2回男女共同参画審議会

日 時： 令和7年10月20日(月) 14時～16時00分

会 場： 神戸市男女共同参画センター セミナール室1

議 題

### ○DV対策検討会の検討結果について

(委員)DV法では精神的DVについても保護命令が出されるといった法改正がなされている。DV被害者から、診療内科の初診・受診をするのに1か月待ち・2か月待ちで受けられないという話をよく聞く。神戸市内の受診環境の調査などされているのか。また、改善しているのか。最近はモハラとかも増えており、改正された法令を積極的に活用していくためには、診療内科や精神科の医師との連携強化が重要になるため確認したい。

(事務局)受診状況は確認できていないため、改めて確認したい。なお、うまく状況説明できない人には同行支援を行っている。

(委員)DV被害者と子どもの虐待や心理的虐待はセットで考える必要があり、多くの子どもでは引きこもりや発達障害に近い症状が出ており、学習の遅れや集中力の欠如していることもある。子どもも医療の専門家にかからせたいという希望を聞くが、心療内科以上に子どもの発達・心理に関する専門家が不足しているようだ。この問題に関しても併せて調査してほしい。

(事務局)心理に関してだが、大学の心理相談室に繋がれば初診料を含めて半額補助を行っているため、こちらの活用も促進させたい。

(委員)母子寮の子どもは無料で大学などでの心理カウンセリングを受けられるが、六甲ウイングスハウスの子どもの対象ではない。民間団体でも子供たちのケアをしているところもあるが、これは空き時間を利用して厚意でしてくれているものだ。

日本には、13歳以下の性虐待の回復支援センターが無い。ぜひ、神戸市で始めてほしい。信頼関係が壊れてしまった子供は、大人になってからの就労がうまくいかない。子どもに対するケアも実施してほしい。

(事務局)大学の補助については、DVの相談履歴があれば補助対象になり、六甲ウイングスハウスの方も対象である。1か月待ちといった状況に関しては調査したい。

(委員)連携強化という言葉が多くあり、強化されていくのは良い方向性だと思うが、何か所でも説明しないといけないという苦悩があるため、ワストップ<sup>®</sup>ということを再度検討してほしい。ちなみに、ワストップ<sup>®</sup>ではなく連携強化としている理由は何か。

(事務局)記録の発行など、各課で判断する部分もあることから、ワストップ<sup>®</sup>は難しい。市でも検討していることもあるので、何度も説明することがないような形で進めていきたい。

(委員)市民が法律相談をする場合、弁護士はハードルが高いため、市役所の無料相談で依頼することになると思うが、これには時間の制限がある。この点、どれぐらいの人が利用されていて、制限時間が足りているのかどうかを教えてほしい。

(事務局)法律相談は、あすてっぷ神戸・ひとり親支援センターのほか、法テラスでも行われている。なお、制限時間内にうまく説明するのが難しい場合は、DVセンターや支援者が同行しているケースもある。なお、件数についてのデータは持ち合わせていない。

(委員)LINE 相談の内容は、資料 1 のどこに記載されているのか。また、「3 自立支援」に「アフターケア」が記載されているが、具体的な内容を教えてほしい。

(事務局)LINE 相談についてだが、本市が行っているものではなく、国が行っているものと、県が昨年 12 月に開始したものがあり、これらでは若い世代が 40%ぐらい利用されている。また、本市の相談者だと分かれば、本市に繋いでもらうということで広報を行っている。この取り組みは「相談窓口の周知徹底及び兵庫県や民間支援団体などとの広域的連携による相談支援の充実と安全確保」に含めて検討している。

アフターケアについてだが、母子生活支援施設であればその施設がアフターケアを行っている。シェルターを退所した人の場合は民間支援団体に委託し、訪問・面談を定期的に行っている。

(委員)経済的自立が出来ているかどうか、中長期的で考えると自立支援に繋がるのかと思われるが、そこまで踏み込んでアフターケアするのか、それとも一時的な避難を指しているのか。

(事務局)シェルターや母子生活支援施設に入所して、落ち着いたたら退所していくことになるが、最初は週に 1 回見に行ったり、LINE で状況を聞き取るなど、経済的に安定している人や、そうでない人もいるため、ケース・ケースで対応している。

(委員)保育所の入所にあたり、DV・別居中・離婚調停中などの場合の優遇措置はあるのか。他都市では、ダブルインカム世帯の配点が高いところもある。

(事務局)DV 証明があれば、ひとり親と同じ加点である。

#### ○困難な問題を抱える女性の状況及び支援の実態に関する調査結果について

(委員)女性相談支援員の職歴で 3 年未満が 80%となっている。女性相談支援員は専門知識や経験が求められる仕事だが、経験が浅いとか頻繁に変わるなど、色々な話を聞く。3 年未満が多いということは、退職してしまったりしているのだと思うが、根本的な原因は何か。

(事務局)本市では、各区役所に正規職員を配置しており、多くが 3~5 年で人事異動があるため、3 年未満が多いという結果になる。

(委員)知識と経験を積む、専門性を高めるため、どのような方法があるのか。

(事務局)相談員には、基本的に福祉職や相談業務の経験者が配置されている。特に福祉職は様々な相談機関での業務経験がある。また、女性相談支援員の専門的知識の向上のため、年に数回の研修を行っている。

(委員)相談員への調査結果でも、着任当初には不安を抱えていたが、同じ部署内でのサポートがあることや、これまでの相談経験をもとに、対応を行っているという意見があった。

(委員)ケース会議が開催されていないようだが、開催は義務ではないということか。

(事務局)女性支援新法が制定されたが、このあたりの仕組みは確立されていない。複数配置できていない現状を鑑みれば、資質向上のためにも、何らかの仕組みづくりは必要だと感じている。

(委員)ケース会議をすれば、皆で支えながら支援できるうえ、経験値を補うことにもつながり、様々な支援者の支えにもなるという点でも、会議の開催は必要だと考えている。そういう意味で、法律では会議を開催しましょうということになっていると理解している。

(委員)何が DV にあたるのかという啓発が不十分だったのではないかと考えている。例えば、「被害者」と書かれると自分は被害者だと思いたくないという心理がはたらくため、すでに支援を受けた人・一歩踏み出せた人の経験談のほか、DV にあたる具体的な行動を啓発してもらったりすることで、

今後の気づきに繋げることができればいいのではないか。

また、今回の調査対象の施設入所者数は、全体で何人なのか。また、調査結果をみると、全体的に好意的な印象を持っている方の回答が多かったが、そうではない方の意見をどのように拾ったのか。

さらに、経済的に困窮している方に対して、どのような支援を行っているのか教えてほしい。

(委員) DV の啓発について、DV 計画が男女計画と統合されることで人権問題として啓発を考えることになると思っている。それぞれ重なる部分であるため、非常に重要な点である。

(事務局) 施設入所者についてだが、今回の調査対象は市内にある 7 施設となっているが、ここには原因が DV 以外の場合や、他都市からの入所者数も一定数いる。正確な人数は把握していないが、各施設の定員が 20 人、約半数が市内からの入所であったと仮定し、そのうちの 18 人ということで 1 施設あたり約 3 人を調査していただいた。この方々は調査の同意を頂いたということから、一定程度、好意的に捉えていただいている方だった可能性はある。

(委員) 調査に同意してもらった方を対象とせざるを得ない以上、これが調査の限界だと考えている。

(委員) シングルマザーが安心して、子供と一緒にいろいろできる場(親子広場)が、たくさんあればありがたいという意見も聞く。また、自分が死んだら、自分に何かあったら、子供たちはどうなるんだろうという不安が強いため、子供が母親以外に信頼できる大人と繋がってほしい。例えば、高齢者の場合はボタンを押せば誰かに連絡が届くように、子供に何かあった時に連絡がいくようなシステムが欲しい。

(委員) 困難な問題を抱える女性は、子供期から大変さを抱えている。こういった女性の中には、実家が支えにならない方もいる。大人になった今を支えることも大事だが、子供期をどのように支えるのかといったことが非常に重要だ。

(事務局) ひとり親の方への就労支援として、「正規職員で働きたい」「資格を持って安定した職に就きたい」「子どものことがあるので在宅で働きたい」など、様々な希望を聞いている。パソコンの使い方などの講座のほか、看護師・保育士・美容師・ウェブデザイナーの資格などについて金銭支援を行っており、利用件数は増加している状況である。

#### ○支援団体へのヒアリング結果について

(委員) 昨年に開設した母子生活支援施設には、18～20 代の若年女性の入所が多い。養護施設を退所し 1 人暮らしを始めたが、妊娠して就労場所を失くしてしまうという女性もいる。こういった女性は本当に行き場が無い。住居が無いと就職もできず、風俗に流れてしまうため、母子寮への入所を要請したがかなわなかった。男性であれば住み込みで職を探せるが、女性は難しい。こういった若年女性が安全に暮らせる場所が兵庫県には少ないと言われた。また、入所できたとしても規則が厳しいので、20 歳ぐらいの女性は勝手に出ていってしまう。とにかく、若い女性が安全に暮らせる居場所づくりがすごい大事だと考えている。

(委員) ヒアリング結果に共通しているのは、貧困の問題、それから居場所の無さが重要な課題になっているということ。都市部は見えやすいかもしれないが、郊外であれば出ていく場所が無い、家でも居場所がないといった若い人たちへのアプローチは非常に難しいと感じているが、そこをどのように考えているのか。また、NPO の業務内容と市の関係について聞きたい。

(事務局) 市では、若年層向けの LINE 相談に対して金銭補助を行っている。ヒアリングで聞いたのは、A 社で

は「アウトリーチは行政には難しいし、相手側から見てもハードルが高い。NPO にアウトリーチを任せてもらい、行政では繋いでからの支援をお願いしたい」と言っていた。また、B社では「すでに支援のために区役所ともつながりが出来ており、これからは地域の民生委員とも繋がっていききたい」と言っていたので、行政の関わり方としては、こういった形になっていくのではないかと考えている。

#### ○神戸市男女共同参画計画(案)について

(委員)取り組みの一覧性を高めるためには目次があった方がいい。

(委員)P11 阪神淡路大震災では約 6,430 人が亡くなったが、女性の方が 1,000 人程度多かった。これは、経済的な格差があって家賃が安いところに住んでいるとか、経済的な環境がしんどいところにいるなどの現状がある。今後、同じことを繰り返さないためにも、経済と構造的な女性の問題を解決することが、防災力を高めることに繋がるので、被災地として、そういった視点も入れてほしい。

(委員)P3 グラフだが、前回からの継続性を重視して同じ指標を採用しているのかもしれないが、もっと良いデータを採用し、見せ方も工夫できないか。また、様々な母数で比較したり、年度や調査対象も異なるため分かりにくい。数値目標と関係のあるデータを掲載して、これまでの推移と目標を表すとともに、現状の評価を補足するなど、何か工夫した方が良い。

(委員)LGBTQ に関して、どういう方向で取り組んでいくのかを聞きたい。P12 にまとめているが、その考え方を教えてほしい。

(委員)P1~2 に関してだが、働くだけに特化しすぎているように感じるが、男女共同参画とは働くだけではないのではないか。また、数値目標についてだが、DV の理解に関する指標は、どこに入るのか。DV 計画と統合するのに指標が見えてこない。さらに、基本目標 3 の DV についてだが、子育て支援事業の充実とあるが、保護者の養育を支えるだけでなく、子供の育ちをどう支えるのかということも盛り込んでほしい。

男性の意識改革について、DV は叩くという身体的暴力だけでなく、言葉で相手の心を傷つけることも含まれる。こういったところに、「人権問題」ということが関わってくると思うが、そういった考え方は入っているのか。また、困難な問題を抱える女性への支援では、支援調整会議がキーワードになるため入れてほしいが、どのように考えているのか。

(委員)P16 数値目標は市職員を対象にしているが、一般企業と比べると数値に乖離がある状況なのか。また、例えば、男性の育休取得であれば、現状が目標値を大きく上回っているため、市職員よりも民間企業を目標値の対象にした方が良いのではないか。

(事務局)意見に基づく修正については、持ち帰り検討します。あと、数値目標について民間企業を対象にすべきとの意見だが、一般企業に対して啓発は行っていくものの、さらに強い働きかけまでは難しいのではないかと考えており、市の目標を掲げている。

また、働くに特化しすぎているとの意見についてだが、計画案では、希望に応じて職場・地域・家庭など、あらゆる分野で活躍できる社会づくりを目指すための取り組みを盛り込んでいる。

(事務局)DV 関係の数値目標についてだが、前回の DV 計画策定時から数値目標を定めない方向で議論が進んできた。また、実際、目標値として設定するのは難しいと考えている。

(委員)就労して給与を得ることは重要だ。DV 被害者でも、もし経済力があれば、暴力を受けながらも留まるといった選択はしていないだろう。よって、働くということは非常に重要なことだ。